

2024年7月

## 有価証券上場規程等の一部改正 —プライム市場における英文開示の拡充—

弁護士 井上 貴美子

### Contents

- I. はじめに
- II. 有価証券上場規程等の改正の概要
- III. 決算情報に係る改正の概要
- IV. 適時開示情報に係る改正の概要
- V. 適用開始時期
- VI. おわりに

### I. はじめに

株式会社東京証券取引所(「東証」)は、プライム市場をグローバルな投資家との建設的な対話を中心に据えた企業向けの市場と位置付けている。そこで、東証は、プライム市場の上場会社が英文開示を行うことを促進するべく、2021年6月にコーポレートガバナンス・コードの改訂を行い、プライム市場上場会社が開示書類のうち必要とされる情報について英語での開示・提供を行うべきこと等を定めたり、英文開示に関連する情報を集約した英文開示ポータルサイトを2021年3月に開設したり等、英文開示の拡充に向けての環境整備に取り組んできた。

東証による、全市場の上場会社を対象とした英文開示の実施状況に関する調査(2019年11月から継続的に実施)や2023年7月から8月にかけてプライム市場上場会社を対象とした「プライム市場英文開示義務化に向けた実態調査」から、プライム市場での英文開示の取り組みが進展していることが伺える。例えば、2023年8月末時点で、プライム市場における英文開示実施率(対象書類である決算短信や株主総会招集通知等のいずれかの資料について英文開示を行っていると回答した会社)は97.2%にのぼった。

もともと、東証が海外投資家へのヒアリングを実施したところ、大企業を中心とする近年の英文開示の改善を評価する声があった一方で、不満も寄せられた。例えば、日本語と英語の開示のタイムラグが海外投資家にとって大きなディスアドバンテージになっているといった不満や日本語と英語の開示の情報量の差への不満が挙げられる。

東証の市場区分の見直しに関するフォローアップ会議では、これらの状況等を踏まえ、英文開示制度について議論を行った。その結果東証は、プライム市場上場会社への更なる海外投資家の投資を呼び込み、対話を通じた企業価値向上を促していく観点からプライム市場の英文開示の拡充に向けた制度整備を行うべく、2024年2月26日に「プライム市場における英文開示の拡充に向けた上場制度の整備について」や「プライム市場における英文開示の拡充に向けた上場制度の整備の概要」を公表した。そして、2024年5月9日にこれに伴う有価証券上場規程等の一部改正(「本改正」)を公表し、同日にパブリックコメントへの回答も公表した。

## II. 有価証券上場規程等の改正の概要

有価証券上場規程に第445条の8が新設され、プライム市場の上場内国会社が会社情報の開示又は提供を日本語により行う場合は、可能な限り、これと同時に同一の内容の開示又は提供を英語で行うよう努める、英文開示に関する努力義務が定められた。

その上で、プライム市場の上場内国会社の実務上の負担に鑑み、まずは、特に投資判断に与える影響が大きく、速報性が求められる決算情報及び適時開示情報について日本語と同時の英文開示を義務化するべく、有価証券上場規程に第436条の4が新設された。もともと、かかる英文開示は、日本語による開示の内容の一部又は概要を開示すれば足りる。また、英語による同時開示を行おうとすると、日本語による開示の遅延が生じる場合、例えば、発生事実に係る開示等急遽対応が必要となる場合や関係者との調整等により開示直前まで日本語による開示内容が定まらない場合は、同時でなくても足りるとされる。

項目	想定書類等※	義務の概要	条文番号
重要な会社情報	有価証券上場規程第436条の4の規定によるもののほか、会社情報の開示又は提供を日本語により行う場合	日本語の開示と同時に同一内容の英文開示・提供をする努力義務	有価証券上場規程第445条の8
決算情報	決算短信、四半期決算短信のほか、決算補足説明資料や四半期決算補足説明資料	原則として、日英同時に開示する義務(全書類・全文について同時開示することが望まれるが、日本語による開示の内容の一部又は概要の開示で可。)	有価証券上場規程第436条の4
適時開示情報	すべての適時開示項目(任意に適時開示している会社情報を含む。)	原則として、日英同時に開示する義務(全書類・全文について同時開示することが望まれるが、日本語による開示の内容の一部又は概要の開示で可。)	有価証券上場規程第436条の4

※英文開示の負荷に鑑み、日本語の開示を控えたり、英文の同時開示のために日本語の開示が遅延したりしないよう留意が必要とされている。また、下記ⅢやⅣを併せて参照されたい。

決算情報及び適時開示情報の日英同時開示が実施されなかった場合には、その内容や経緯・原因等に依りて、規則違反に対する措置(公表措置等)の対象となる場合がある。これに対し、英文開示の内容の正確性は、規則違反に対する措置の対象外とされた。これは、英文開示の内容の正確性への責任追及の懸念が英文開示拡充のハードルとなっていることに鑑み、英文開示はあくまでも参考訳として位置づけられたことによる。

なお、東証は決算短信(サマリー情報)、四半期決算短信(サマリー情報)や適時開示に関する英文開示の様式例及び英文開示に記載するディスクレームの文例等を「英文開示様式例」という自社のウェブサイトで提供している。

### Ⅲ. 決算情報に係る改正の概要

#### 1. 英文開示の対象書類や開示の水準

決算情報とは、決算短信及び四半期決算短信、また、決算補足説明資料や四半期決算補足説明資料を日本語で作成し投資家に提供している場合には当該補足説明資料をいうとされている。補足説明資料は、通期決算や四半期決算の内容を投資家にわかりやすく伝えるために作成する資料で、例えば、決算短信や四半期決算短信と併せて開示している補足資料、決算説明会や四半期決算説明会で投資家向けに提供される資料等が想定されている。

もともと、東証はこれらの書類のすべて、各書類の全文について英語の開示を求めているのではなく、日本語での開示の一部又は概要で足りるとしており、例えば、決算短信及び四半期決算短信について英文開示を行っている場合(一部又は概要のみでも可)は、決算補足説明資料の英文開示は必須ではないことや、決算短信と四半期決算短信のサマリー情報のみを英文で開示したとしても規則違反とはならないことを述べている。その一方で、海外投資家からは決算補足説明資料を重視する意見があること等から、海外投資家との対話の内容等も踏まえて、各社にて英文開示の範囲について検討することを求めている。

#### 2. 開示方法等

東証は、日本語と英語の同時開示のために日本語の開示が遅延することがないように呼び掛けており、決算短信や四半期決算短信は日本語の内容が定まったら直ちに開示する必要があること、英文開示に係る工程を工夫する等して決算発表日を後ろにずらさずに日英同時開示する体制を構築するよう努めることを、求めている。そして、英訳に時間がかかる場合には、例えば、サマリー情報や財務諸表等対応可能な範囲のみを同時に開示の上、後日その他の範囲についても英文開示を行う等の対応の検討を促している(この場合も後日全文の英訳を開示する必要はない。)

決算情報の英文資料は、海外投資家にタイムリーに情報を提供するため、TDnet で開示する必要があるが、決算短信及び四半期決算短信(一部又は概要のみでも可)をTDnet で英文開示した場合は、英語の決算補足説明資料の公表は自社のウェブサイトですり(公表方法は問わない。)とされている。これに対し、決算短信及び四半期決算短信について英文開示を行わず、決算補足説明資料のみ英文開示を行う場合は、英語の決算補足説明資料はTDnet で開示する必要があるとされる。

また、日本語の四半期決算短信に含まれる四半期財務諸表等について監査人による期中レビューを受けて、期中レビュー報告書を添付して開示する場合に、英語の四半期決算短信に含まれる四半期財務諸表等に対する監査人の期中レビューの必要はないとされる(仮に、海外投資家のニーズ等を踏まえて、英語の期中

レビュー報告書が必要であると上場内国会社が判断した場合には、監査人とも相談の上、対応することが求められている。)

## IV. 適時開示情報に係る改正の概要

### 1. 英文開示の対象書類や開示の水準

適時開示情報は、上場内国会社が TDnet を利用して適時開示する会社情報(決算情報を除く。)をいい、これには、有価証券上場規程上適時開示が求められている以下の会社情報のほかに、上場内国会社が TDnet を利用して任意に適時開示している会社情報が含まれる。有価証券上場規程で適時開示が求められている会社情報のすべてについて、英文開示をする必要があり、また、軽微基準に該当する場合でも日本語で適時開示を行っている場合には、英文開示をする必要がある。

上場会社の情報	子会社等の情報
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 決定事実、発生事実</li> <li>● 業績予想、配当予想の修正等</li> <li>● その他の情報(投資単位の引下げに関する開示、財務会計基準機構への加入状況等に関する開示、支配株主等に関する事項の開示等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 決定事実、発生事実</li> <li>● 業績予想の修正等</li> </ul>

英文開示は、日本語による開示の内容の一部又は概要のみで足りるところ、その水準については、一律の定めはなく、海外投資家との対話の内容等を踏まえて各社にて検討する必要がある。東証は、いつ何を(が)決定、発生したかといった海外投資家が事案の概要を把握するのに足りる情報について英語で開示した上で、詳細は日本語による開示を参照したり、後日開示を行ったりすることも考えられるとしている。仮に、後日英文開示を行う場合には、全文の英文開示を行う必要はなく、全文の英文開示を行うかどうかは海外投資家との対話内容等も踏まえて各社が検討することになる。

なお、PR 情報や縦覧書類(株主総会招集通知やCG報告書等)については、英文開示は任意であり、必須ではない。

### 2. 開示方法等

東証は、日本語と英語の同時開示のために日本語の開示が遅延することがないように呼び掛けており、適時開示について該当する場合は直ちにその内容を開示することが求められていること、日本語の内容が定まっている場合は、直ちに開示する必要があること、日本語による開示が遅延しないよう、まずは日本語による開示を優先することを求めている。

また、適時開示情報の英文資料は、海外投資家にタイムリーに情報を提供するため、TDnet で開示する必要がある。

## V. 適用開始時期

本改正は 2025 年 4 月 1 日以後に開示するものから適用される。ただし、必要な体制整備に時間を要するプライム市場上場内国会社も想定されることから、英文開示が困難な場合は、2025 年 1 月 6 日から 3 月 14 日までの間に、英文開示の具体的な実施予定時期を記載した書面を提出すれば、最大で 1 年間猶予を受けることも可能となる。適用猶予を受ける会社の名称及び実施予定時期の一覧が、2025 年 3 月下旬をめぐりに、東証のウェブサイト公表される予定である。

## VI. おわりに

東証は、開示内容の充実や有価証券報告書等へ対象書類の拡大について、上場会社の対応状況や海外投資家からのフィードバック、機械翻訳等の技術の発展等を踏まえて、継続して検討するとしている。また、有価証券報告書については、金融庁とも連携しつつ今後検討を進めるとしている。今後の議論の進展に引き続き注目したい。

以上

- 
- 
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
  - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。  
弁護士 井上 貴美子([kimiko.inoue\\_grp@amt-law.com](mailto:kimiko.inoue_grp@amt-law.com))
  - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
  - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。
  - Capital Markets Legal Update 発行責任者  
弁護士 吉井一浩、福田直邦、野原新平

---

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

[www.amt-law.com](http://www.amt-law.com)